

富山県がん診療連携協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 安心して質の高いがん医療が受けられるがん診療体制の構築をめざし、第3条に掲げる医療施設間の連携協力を図るため、富山県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に関する情報交換に関すること。
- (2) 富山県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) 富山県レベルの研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (4) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (5) その他がん診療連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる医療施設、団体、行政機関等（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 国指定県がん診療連携拠点病院
- (2) 国指定地域がん診療連携拠点病院
- (3) 県指定がん診療地域連携拠点病院
- (4) 富山県医師会
- (5) 富山県厚生部健康課
- (6) とやま医療健康センター
- (7) 富山県厚生センター
- (8) その他協議会が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、国指定県がん診療連携拠点病院を代表する者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する会員を代表する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 協議会は、関係者から意見を聴取することができる。

(作業部会)

第6条 協議事項について詳細な検討を行うため、協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、第3条の第1号、第2号及び第3号に掲げる拠点病院（以下「がん拠点病院」という。）の職員のうち当該病院長が指名した者をもって構成する。
- 3 会長は、がん拠点病院の同意を得て、作業部会を代表するがん拠点病院（以下「部会長病院」という。）を指名するものとする。
- 4 作業部会に部会長を置き、部会長病院の院長が指名する職員をもって充てる。
- 5 作業部会の会議は、部会長が召集し、主宰する。
- 6 作業部会は、関係者から意見を聴取することができる。
- 7 部会長は、年1回、作業部会の活動の状況等を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を国指定県がん診療連携拠点病院に置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。